

10月27日(日)は衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

今日だよね 声をかけ合う 投票日

あなたの政治に対する考えを国政に反映させる大切な選挙です。棄権せずに、自分の判断で投票しましょう。

投票
日時／10月27日(日) 午前7時～午後8時
場所／市内の各投票所(別表のとおり)

開票
日時／10月27日(日) 午後9時～

場所／総合体育館

投票できる人

平成18年10月28日以前に生まれ、日本国籍を有していて、次のいずれかを満たす人

- 生まれてからずっと旭市に住んでいる
- 令和6年7月14日までに旭市に転入の届け出をして、3か月以上住んでいる

投票所の入場券

投票所の入場券は、はがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるの

で、自分の入場券を切り離して、記載された投票所へ持参してください。

紛失した場合や届かなかった場合も、選挙人名簿に登録があれば投票できるので、投票所の係員に申し出てください。

投票の順番と方法

- ①小選挙区選挙／候補者の氏名を書いて投票してください。
- ②比例代表選挙／政党などの名称を書いて投票してください。
- ③最高裁判所裁判官国民審査／辞めさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に、×の記号を書いて投票してください。

投票日に投票できない人は

●期日前投票

投票日当日に、冠婚葬祭や仕事、レジャーなどで投票することができない人は、期日前投票ができます。

入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所で投票してください。住んでいる地域を問わず、どの場所でも投票できます。

場所・期間／●市役所…10月16日(水)～26日(土) ●海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センター…10月21日(月)～26日(土) 時間／午前8時30分～午後8時

●不在者投票

次のいずれかに該当するとき
は、不在者投票ができます。不在者投票は手続きに時間がかかるため、早めに選挙管理委員会に問い合わせてください。

○身体に重度の障がいがある人(身体障害者手帳や戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障がいがある人)や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場

合があります。

○都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

入院・入所先が指定施設かどうかを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

○遠隔地に滞在中の人は、不在者投票ができます。投票用紙の請求は、マイナンバーカード(署名用電子証明書付きのもの)を使った電子申請がで

き、請求書の印刷や郵送の間が省けます。

くわしくは、市ホームページで確認してください。

投票済証を発行

投票したことの証明となる投票済証を発行します。投票所の係員に申し出てください。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで配布するほか、市役所などの市の施設に備え置きます。郵送を希望する場合は連絡してください。

問い合わせ先

選挙管理委員会事務局(総務課 庶務行政班内)

☎ 62・5310

【別表】投票所一覧

投票区	投票所
1	イオンタウン旭おひさまテラス
2	中央小学校体育館
3	市役所
4	総合体育館
5	干潟小学校体育館
6	矢指小学校体育館
7	富浦小学校体育館
8	豊畑小学校体育館
9	共和小学校体育館
10	琴田小学校体育館
11	鶴巻小学校体育館
12	滝郷小学校体育館
13	海上公民館
14	飯岡小学校体育館
15	旭市保健センター
16	三川小学校体育館
17	萬歳地区多目的研修センター
18	ひかた市民センター
19	コミュニティセンター